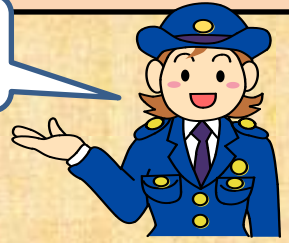


『古物営業法の一部改正』について (平成30年4月25日公布)

次のとおり、古物営業等の許可及び古物商の仮設店舗における古物の受取に係る営業の制限の緩和など一部改正されます。



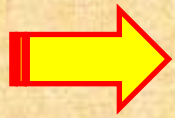
【改正の概要】

◆ 主な改正される点は、次の4項目です!!!

※ 1の項目は、公布日から2年を越えない範囲内（平成32年4月24日）で施行予定です ※

改正1 「都道府県ごとの許可」から、「全国共通の許可」へ

複数都道府県で古物商等で行う場合でも、主たる営業所がある都道府県（1箇所）で許可を受ければ、他の都道府県に営業所を置くときは「届出」で対応となります。



★★ **すでに、古物営業の許可を取得されている方の経過措置について** ★★
今後、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、
「**営業所の名称**」や「**所在地**」を届け出る必要があります。

※ 届出を必要とする期間：平成30年10月24日～改正1の法律施行まで

※ 2～4の項目は、公布日から6月を越えない範囲内（平成30年10月24日）で施行予定です ※

改正2 「仮設店舗」での営業ができるように

あらかじめ、日時・場所の届出をすれば、営業所やお客の住所以外の「仮設店舗」においても、古物の受け取りが出来るようになります。

古物の受け取りができる場所 の追加!!!

「営業所」か
「お客の家」だけ



「仮設店舗」
でもOK
(事前の届出が必要)

改正3 「簡易取消し制度」の新設

古物商などの所在が確認できないときは、公安委員会はその事実を公告し、30日を経過しても、許可者本人から、申出がないときは、聴聞をせずに、許可の取り消しが出来るようになります。

住所・氏名等の変更があったときや、営業所の所在地等を変更したときは届出を忘れずに!!!

改正4 「欠格事由」の追加

新たに、暴力団関係者や、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、古物商等の許可の欠格事由が追加されます。

過去5年以内に違反して許可を取り消された方や、禁錮以上の刑や一定の犯罪で罰金刑を受けた方は、許可を取得することはできません!!!